
PwC's Federal Budget Insights

オーストラリア連邦政府予算案 2018/19

May 2018



Contents

- 1 概要
- 2 法人税
- 3 個人所得税
- 4 研究開発費への税優遇措置
- 5 プライベートビジネス
- 6 グローバルタックス
- 7 間接税及び貿易
- 8 資産管理
- 9 スーパーアニュエーション（退職年金）
- 10 その他の税制改正案
- 11 今後予定される税制改正項目
- 12 Japan Service Desk メンバー連絡先

1 概要

「今年度の名目経済成長率は、予想の 3.5%を上回る 4.25%となる見通しである。」

2018/19 年度連邦政府予算案（以下、「予算案」）において、昨年 12 月に発表の期中経済財政見通しと比較した場合に約 260 億豪ドルの予想外歳入増加が見込まれることを意味し、この歳入増加の半分は個人所得税収の改善によるもので雇用の拡大に伴う所得税の増収が影響している。

財政の黒字化は概ね達成可能な範囲となり、歴代 4 人に上る財務長官の任期にまたぐ 11 回連続の財政赤字の後わずか 2 年で、2019/20 年度には連邦財政が 22 億豪ドルの黒字化転換を見込んでいる（本予算案では均衡財政と言及されている）。政府目標の GDP 1%の財政黒字化の実現については、将来的な（4 年目以降の）見通しが発表されるのをもう少し待つ必要がある。

今後 10 年にわたり 1,400 億豪ドルもの減税が行われ、今後 3 年間では緩やかな 400 万豪ドルの歳出削減を見込んでおり、差し迫る次期オーストラリア連邦総選挙に備えた予算案であることが明らかである。

本予算案には所得税減税に加え、新たな多くの歳出プログラムが盛り込まれている。それには、ヘルスセクターにおける代表的な政策とメディカルリサーチへの資金提供、インフラへの大規模支出（特に交通インフラ）、高齢者ケア、環境保護、教育と訓練、各地域への支出、年金受給者ワーク・ボーナス、公共テクノロジーインフラが含まれる。

一方、昨年発表された銀行税を維持し、今年 11 月 1 日に設立される消費者金融サービスの苦情を監督する新しい規制機関（Australian Financial Complaints Authority）に対する政府のコミットメントの再確認をした。さらに、スーパー・アニュエーション（退職年金）セクター向けには、消費者に使い勝手がよい改正案も発表され、オーストラリア人にとってファンドの変更がより簡単に安く行えるようになり、低残高の口座に対する手数料の上限が設けられる。

また、ブラックエコノミーに対しては継続してオーストラリア税務当局（ATO）による取締強化の対象となり、今後 4 年で 53 億豪ドルの税収を予定している。同時に、デジタル経済に対する課税徴収領域を拡大する動きも見られる。

今回の予算案は選挙前であることから、明らかにオーストラリアの国民と企業が好意的に受け取る可能性の高い幅広い施策を含むものであった。連邦政府の当面の課題は、野党が反対してくるであろうあらゆる措置に対して上院の賛同を得ること、とりわけ無所属議員による支援を確保することである。

2 法人税

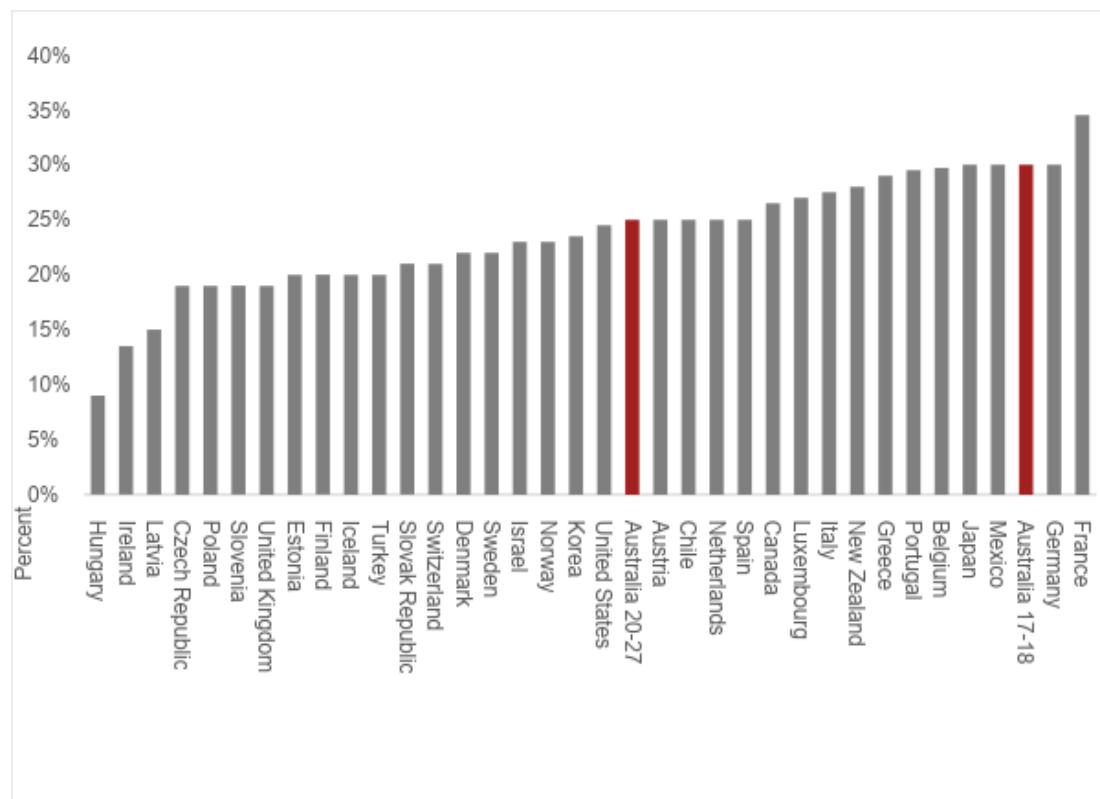
連邦政府は、引き続き Ten Year Enterprise Tax Plan の実施を進めており、2026/27 年度までに法人税率を段階的に 25% へ引き下げる方針としている。

2016/17 年度予算案で 10 年間での法人税率の引き下げが発表され、その後、連邦政府によって 25% の税率が制定された。しかし、これは総売上高 5,000 万豪ドルまでの企業に対してのみ適用されるもので、他のすべての企業には依然として国際競争力に欠ける 30% の税率が適用されている。

総売上高 5,000 万豪ドルを超える企業に対しての措置は、依然として制定には至っておらず政治的な課題となっている。

国内賃金の上昇と経済成長促進のために、海外からの投資を呼び込むための法人税率引き下げが必要となっている。

表 1: OECD 加盟国の法人税率



出処: "Lower taxes for a stronger economy", Hon Scott Morrison MP, Treasurer, Address to Australian Business Economists, 26 April 2018. Originally sourced from 2017 OECD Revenue Statistics and Treasury.

注釈: 上記記載の税率は中央および地方政府の法人税率を合わせたものである。上記税率は、2017 年末現在のものである(2018 年 1 月 1 日に税率の引き下げが適用された米国、および、2018 年初頭に税率の引き下げが全ての法人対象に適用されたベルギーを除く。)。

3 個人所得税

連邦政府は7年間にわたる新たな個人所得税制度を2018年7月1日から実施すると発表し、低中所得者に重点を当てる一方、一部の高所得者に影響を与える新たな取り組みも発表した。

低中所得者に対する所得税額控除と課税所得レンジの変更

連邦政府は、低所得者の税額控除に加えて新しく低中所得者への税額控除を発表し、2018年7月1日より対象者に適用される。

更に、税率の簡素化を推進するために連邦政府は最終的に37%の課税所得レンジを取り除く意向を発表し、課税所得が\$41,000から\$200,000の間であれば全ての納税者に対して、32.5%の限界税率が適用される。2018年7月1日から徐々に変更が行われ、2024年7月1日から完全に適用される（下表参照）。

表2: 2018年7月1日から導入されるオーストラリア居住者の個人所得税率

税率 (%)	現在 課税所得レンジ (単位:豪ドル)	2018年7月1日～ 課税所得レンジ (単位:豪ドル)	2022年7月1日～ 課税所得レンジ (単位:豪ドル)	2024年7月1日～ 課税所得レンジ (単位:豪ドル)
0	18,200 ドル以下	18,200 ドル以下	18,200 ドル以下	18,200 ドル以下
19	18,200 ドル超 37,000 ドル以下	18,200 ドル超 37,000 ドル以下	18,200 ドル超 41,000 ドル以下	18,200 ドル超 41,000 ドル以下
32.5	37,000 ドル超 87,000 ドル以下	37,000 ドル超 90,000 ドル以下	41,000 ドル超 120,000 ドル以下	41,000 ドル超 200,000 ドル以下
37	87,000 ドル超 180,000 ドル以下	90,000 ドル超 180,000 ドル以下	120,000 ドル超 180,000 ドル以下	
45	180,000 ドル超	180,000 ドル超	180,000 ドル超	200,000 ドル超

表3: 2018年7月1日から導入されるオーストラリア居住者の個人所得税額控除

個人所得税 額控除	現在	2018年7月1日～	2022年7月1日～
低中所得者		530 ドルまで	
低所得者	445 ドルまで	445 ドルまで	645 ドルまで

遺言信託における未成年受益者へ対する課税制度の変更

2019年7月1日以降、遺言信託からの収入を受領する未成年者が適用できる優遇税率は、遺産から譲渡された資産、当該資産の売却益、又は、当該資産による投資収益のみに適用される。

この取り組みは、相続資産とは無関係の資産を遺言信託で管理することで、納税者が不適切に低税率により恩恵を受けること防ぐためのものである。

メディケア税

昨年度予算案（2019年7月1日適用予定）に含まれていたメディケア税の引き上げ案は中止されることから、2019/20課税年度においてメディケア税は課税所得の2%に留ることが発表された。その結果、経済的利益税（Fringe benefits tax）等の、個人所得税最高税率にリンクした他税率への変更も生じないことになる。

私的健康保険料およびメディケア税追加賦課金（サーチャージ）の取扱い

2018年4月1日から2019年3月31日まで、私的健康保険割戻率および適格な私的健康保険に加入していない個人に適用されるメディケア税サーチャージは以下の通りである。

表4: 私的健康保険料割戻率およびメディケア税サーチャージ（2018年4月1日から2019年3月31日）

		全額受給対象	区分1	区分2	区分3
課税所得 (単位:豪ドル)	未婚者	90,000 ドル以下 105,000 ドル以下	90,000 ドル超 105,000 ドル以下	105,000 ドル超 140,000 ドル以下	140,000 ドル超
	既婚者	180,000 ドル以下 210,000 ドル以下	180,000 ドル超 210,000 ドル以下	210,000 ドル超 280,000 ドル以下	280,000 ドル超
割戻し率	65歳未満	25.42%	16.94%	8.47%	0.00%
	65歳以上	29.65%	21.18%	12.71%	0.00%
	69歳以下				
	70歳以上	33.89%	25.42%	16.94%	0.00%
メディケア税 サーチャージ	全年齢対象	0.00%	1.00%	1.25%	1.50%

注釈：子供を扶養している既婚者の場合、子供2人目より対象となる課税所得額が子供1人あたり1,500ドル増加する。

著名人の肖像やイメージから生じる所得の課税制度

本予算案では新しい取り組みとして、2019年7月1日以降、関連事業体（会社や信託など）に肖像・イメージをライセンス供与するスポーツ選手や俳優など知名度の高い個人は、当該ライセンス供与にて得られた全ての所得に対し、個人所得税の対象として課税される。

退職ビザ保有者の永住権取得

連邦政府は新たに退職者ビザ（サブクラス 410）と投資家退職者ビザ（サブクラス 405）の保有者に永住権取得要件の緩和を発表した。

2018/19 年度より、連邦政府は退職者ビザ保有者による永住ビザ取得数を毎年コントロールしていく為、サブクラス 405 ビザの新規申請の受付を中止し、サブクラス 410 ビザは既に新規申請の受付は中止されている。

4 研究開発費への税優遇措置

本予算案発表前から予測されていたように、今回の予算案で連邦政府は研究開発費に対する税優遇措置の適用に影響を与える改正案を発表した。これらの改正案は、早ければ 2018 年 7 月 1 日に適用される予定であり、政府予算を 24 億豪ドル節約させる見込みとなる。

研究開発費への税優遇措置の改正

政府は研究開発費税優遇制度の規範を高め、研究開発費の総支出に対する割合に応じてベネフィットを増額する累進型の研究開発費税優遇制度の導入に焦点を当てている。

今回の改正案の主な変更は、売上(関連企業含む)が 2,000 万豪ドル以上の大型事業体が研究開発費税優遇措置適用によりこれまで受け取ってきたベネフィットが(多くのケースで)劇的に減額する事であると言える。一方で、売上(関連企業含む)が 2,000 万豪ドル以下の小規模事業体は大型事業体と比べると劇的な影響はないと言えるが、27.5%の低法人税率が適用される事業体は、ベネフィットが 16%から 13.5%へと減少することになる。

唯一の本当の勝ち組は、年間 400 万豪ドルの還付上限額が適用されない臨床試験を行う医療研究会社であると考えられる。結果として、臨床試験を行う医療研究会社が受けるベネフィットには大きな変更はないと言える。

政府は、適用開始予定日である 2018 年 7 月 1 日までに、変更に伴う影響について、業界と協議プロセスを実施することを示唆した。

還付付き研究開発税額控除（連結売上 2,000 万豪ドル未満）

還付可能な研究開発費の税額控除額の上限は、年間 400 万豪ドルであるが、該当する会社は少数となる可能性が高い。400 万豪ドルを超える部分は還付なしの控除として次年度以降に繰り越されることになる。臨床試験に関する研究開発費は 400 万豪ドルの上限対象から除外される。

還付可能な控除の純ベネフィットは、ベネフィットを受ける会社の法人税率をベースに 13.5%に固定される。研究開発税額控除と法人税率とを連携させることで、法人税率の変動により、研究開発税額控除によるベネフィットが複雑に変動することなくすることを目的としている。

還付不可能な研究開発費の税額控除（連結売上 2,000 万豪ドル以上）

政府は、研究開発費の総支出に占める割合がより高い会社が、より高い割合の還付なし税額控除を受け取れるよう、累進型の「R & D プレミアム」を導入する予定である。

政府が本改正案を発表した主な理由として、研究開発費がより高い会社に対してより高いベネフィットを与えるという考えが根本にある。大規模事業体の大半が一番低いレンジ（4%）に該当することが予想される中、コンプライアンスとルール規範がより重要となる為、多くの事業体が研究開発税優遇制度へアクセスしない可能性が高いと考えられる。

研究開発費の割合	本税額控除適用による受給者へのベネフィット(%)
0% - 2%	4%
2% - 5%	6.50%
5% - 10%	9%
10% 超	12.50%

上記の研究開発費の割合は、年間の総支出額に対する研究開発費の割合で計算される。研究開発税優遇制度が適用される研究開発費は年間 1 億豪ドルから 1 億 5,000 万豪ドルに引上げられる。

ルール規範の向上

連邦政府は、ATO と AusIndustry に追加人員を配置し、コンプライアンス活動を強化することでより多くのレビューを行う見込みである。

また、政府は研究開発税優遇制度の透明性の向上について改正を発表した。これにより、研究開発税優遇制度を適用している納税者の詳細と研究開発費の金額を ATO が一般に公表することを可能にする。

さらには、政府は研究開発税優遇制度のテクニカルなルールの変更についても言及があり、フィードストック、クローバックルール、ならびに一般租税回避規定についての改正を発表している。

5 プライベートビジネス

中小企業のみなし配当

みなし配当ルール（Division 7A of the Income Tax Assessment Act 1936）により、中小企業から株主への特定のローンは課税対象の配当として取り扱われる。ルールの簡素化の一方で総合的な健全性を高めるための改正を以前に連邦政府が提案している。

2 万豪ドル未満の減価償却資産の即時償却

連邦政府は、中小企業（年間売上高 1,000 万豪ドル未満の事業者等）に対する 2 万豪ドル未満の減価償却資産の即時償却制度を、2019 年 6 月 30 日まで延長すると発表した。

信託間の循環的な利益分配に関する租税回避ルールの適用範囲の拡大

連邦政府は、複数の信託間で循環的に利益を分配し、分配金に対して課税がされていない家族信託にも 2019 年 7 月 1 日から信託受益者報告ルール（Trustee Beneficiary Reporting rules）を適用する予定であると発表した。

空き地に関する控除の制限

空き地の保有目的が実質的に課税所得を得るためのものではない場合、ローンの支払利息などその空き地の保有から生じる費用は、2019 年 7 月 1 日以降、所得控除できない。この規定は住宅及び商業目的で保有されている土地に適用される。

損金不算入となった費用は、次年度以降の益金と相殺するために繰り越すことは認められない。しかし、これらの費用はキャピタルゲイン税（CGT）計算において、土地の取得原価に含めることは認められる可能性がある。

中小企業向けキャピタルゲイン税減免ルールとパートナーシップ持分

連邦政府は、パートナーシップのパートナーによる中小企業向けキャピタルゲイン税減免ルールの適用に焦点を当てた包括的なルールを発表した。

6 グローバルタックス

本予算案において連邦政府は、多国籍企業による公正な納税に取り組む為の更なる規定を発表している。過去 5 年間にわたり、オーストラリアは経済協力開発機構（OECD）と G20 による BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの 15 の行動計画を支持している。BEPS プロジェクトの行動計画で勧告されている内容に加え、当該行動計画による勧告以上と思われるいくつもの国内規定を既に導入している。最近では政府は OECD の多国間協定（OECD Multilateral Instrument: MLI）に関する法案を国会に提出し、またハイブリットミスマッチルールが今冬の国会にて審議されることが予想されている。それ以外の税制改正についても本予算案の中で発表されている。

「大規模多国籍企業（*Significant Global Entity: SGE*）」の定義の見直し

広範には、全世界の売上高が 10 億豪ドル以上の多国籍企業（もしくは、当該多国籍企業の連結グループに含まれる企業）を「大規模多国籍企業（SGE）」としているが、本予算案において 2018 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度より、非上場企業や信託、パートナーシップの多国籍企業のメンバー、投資事業体によるグループのメンバーも SGE に含まれることになる。これにより、海外投資信託や海外年金基金も今後は税務目的において SGE と見做され、国別報告書（Country-by-Country (CbC) reports）の作成や、多国籍企業に対するオーストラリアの課税ルールである多国籍企業租税回避防止規定（Multinational Anti-Avoidance Law: MAAL）、迂回利益税（Diverted Profits Tax: DPT）、そして SGE に適用される多額のペナルティの対象となる。

SGE と見做される企業の増加により、オーストラリアにおける既存のレポート義務や租税回避・課税ルールの対象となる多国籍企業数が大幅に増えることになる。

クロスボーダーによる資金調達と過少資本税制の厳格化

本予算案においても、過少資本税制への追加的な規範措置が取り上げられている。実務面においては、オーストラリアの過少資本税制は継続して混乱とコンプライアンスリスクを生じさせていることが明らかであり、連邦政府は継続して多国籍企業と BEPS プロジェクトを重要視することから、過少資本税制における支払利子の損金算入を更に厳格化する規範を発表している。

‘double gearing’ ストラクチャーの是正

今年 3 月に発表された規範措置の一部として、連邦政府は、信託やパートナーシップといったフロースルー事業体をいくつも層で利用し、それぞれにて原資産に対する借り入れを行うことで、海外投資家が取引所得を低税率で課税される利子所得へ変換する防ぐことを目的とした過少資本税制の見直しを公表している。

2018 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度に適用される本規範措置において、過少資本税制目的の「関連会社」判断基準は、現行の所有比率 50% 以上から 10% 以上へと変更となり、既存のアレンジメントに対する移行期間は設けられていない。

資産評価の厳格化

オーストラリア税務当局（ATO）は、過去数年間において過少資本税制適用時における問題点について積極的に見直しを行っており、セーフ・ハーバー・ルール目的における資産の再評価を懸念してきた。

過少資本税制における資産を再評価は、2005 年の国際財務報告基準(IFRS)採択後である 2008 年に当時の連邦政府により導入されている。

本予算案では、2019 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度においては財務諸表に記載されている資産価値を使用することで過少資本税制を厳格化することを発表している。

「インバウンド」と「アウトバウンド」連結法人の取り扱い

2019 年 7 月 1 日以降に開始する課税年度より、外国法人支配下によるオーストラリアの連結納税グループ（Multiple Entry Consolidated group（MEC グループ）を含む）にて海外事業体を支配する場合には、過少資本税制において対外投資ピーカル、対内投資ピーカルの両方として扱われることが連邦政府より発表されている。同改正案は、当該事業体が対外投資家のみに適用されるべき優遇措置を適用できないよう管理することが目的とされている。

オーストラリアにおける BEPS 行動計画

以下の表では、本予算案で発表された税制を含む 15 のアクション・プランにおいて、オーストラリアの BEPS 行動計画の進捗状況を纏めており、日系企業がオーストラリアへの進出を検討する際には当該アクション・プラン全てにおいて注視する必要がある。

表 5: オーストラリアにおける BEPS 行動計画対応

BEPS 行動計画	オーストラリアのこれまでの BEPS 行動計画に対する対応
行動 1：電子経済の課税上の課題への対処	<p>オーストラリア連邦政府は、2017 年 7 月 1 日からオーストラリアの顧客によって海外から電子商取引より販売されるモノやサービス等に対して物品・サービス税（Goods and Services Tax (GST)）を課すこととした。</p> <p>本年の連邦予算案では、オフショア企業を通じたオーストラリア宿泊施設の予約について GST の課税範囲に含めることによって（これにより、それらの企業は連邦企業と同様の課税取り扱いを受ける）、いわゆる「電子経済（digital economy）」に関連して更なる対応を行うという連邦政府のコミットメントが確認された。</p> <p>また、数週間後に政府はオーストラリアにおけるデジタル企業への課税のオプションを調査するディスカッション・ペーパーを公表すると表明している。</p>
行動 2：ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化	<p>2018 年 3 月 7 日において、連邦政府は、ハイブリット・ミスマッチに関する公開草案を公表した。しかし、提案されたルールは無税国または低税率国からオーストラリアへ貸付けを妨げるようにデザインされたオーストラリア独自のルールであり、この規定は、BEPS により勧告されるルールとは</p>

	<p>異なっている。</p> <p>連邦予算案には公開草案に関連する追加的な情報は含まれていないが、上記の提案されたルールは 2019 年 1 月 1 日から適用される見通しである。</p>
行動 3：効果的な CFC 税制の構築	<p>オーストラリアのいわゆるタックスヘイブン対策税制（CFC ルール）は現在 OECD のベストプラクティスに関するガイダンスに沿ったものであり、改正は予定されていない。</p>
行動 4：利子損金算入や他の金融取引の支払を通じた税源浸食の制限	<p>オーストラリアの過少資本税制は、すでにセーフハーバー制限の縮小を含む厳格なものとなっている。</p> <p>加えて、上記のとおり、政府はある一定の要件を満たすオーストラリア国外の無税国あるいは低税率国の法人に対して支払われる利息（及びデリバティブ）について損金算入を制限することを予定している。</p> <p>本年度の連邦予算案の一部として、さらなる過少資本税制の厳格化を公表している（上記参照）。</p>
行動 5：有害税制への対抗	オーストラリア税務局（ATO）は他国の税務当局と多国籍企業による税務アレンジメントについての情報交換を開始している。
行動 6：租税条約の濫用防止	2018 年 3 月 28 日に政府は BEPS 防止措置実施多数国間条約を法制化するための法令案を国会に提出した。現時点では、オーストラリアが締結している 44 の租税条約のうち 30 の条約に影響を及ぼす可能性が高いとみられている。
行動 7：恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止	<p>多国籍企業租税回避防止規定（MAAL）は、オーストラリア国外からオーストラリアの顧客へモノまたはサービスを提供する（それらの売上がオーストラリア国外で認識される）大規模多国籍企業（SGE）へ適用される租税否認規定に修正を加えた。これらのルールは、2016 年 1 月 1 日から適用され、BEPS 勧告とは整合していないオーストラリア独自の制度として国際的にはみられている。</p> <p>本年度の連邦政府予算案では、大規模多国籍企業（SGE）の定義を拡げる提案がなされており、これは MAAL の適用範囲を広げるものである。さらに、BEPS 防止措置実施多数国間条約は、特定の条約における恒久的施設（permanent establishment）の定義が変更される可能性がある。たとえば、現時点では、オーストラリアが締結している租税条約のうち 11 の条約について、契約分割アレンジメントを取り扱う条項を導入される可能性がある。</p>
行動 8, 9, 10：移転価格税制と価値創造の一致	オーストラリア連邦政府は、2016 年 5 月に OECD によって承認された移転価格ガイドラインの修正を含め、OECD ガイドラインに整合した形で近年移転価格ルールを強化してするため多くの改正を重ねてきた。加えて、連邦政府は、2017 年 7 月 1 日以後開始する事業年度において生じる税務ベネフィット（たとえそのスキームが以前の期間に開始されたものであっても）に適用される

	<p>新しい迂回利益税（DPT）という制度を導入した。DPT は、BEPS 勧告とは整合していないオーストラリア独自の制度として国際的にはみられている。</p> <p>本年度の連邦政府予算案では、大規模多国籍企業（SGE）の定義を拡げる提案がなされており、これは DPT の適用範囲を広げるものである。</p>
行動 11：BEPS の分析	BEPS データの収集及び分析のための方法を特定するための追加の作業が必要とされる。
行動 12：タックス・プランニングの報告義務	連邦政府は 2016 年 5 月において、OECD のタックスプランニングに関する開示義務制度のオーストラリアへの適用に関するコンサルテーション・ペーパーを公表し、広く意見を求めた。この制度は、大まかにいえば、法人税制度の欠陥をつくような税務アレンジメントについて税務当局に適時な情報を提供するという観点から、税務アドバイザー及び納税者に積極的な税務アレンジメントに関して早期の開示（多くの場合法人税申告書の提出前）を要求するものである。
行動 13：移転価格関連の文書化の再検討	<p>OECD の BEPS プロジェクトに沿う形で、オーストラリア連邦政府は大規模多国籍企業（SGE、グローバルでの連結売上高が 10 億豪ドルを超えるオーストラリア及びオーストラリア国外の多国籍企業）への国別報告制度（CbC reporting）を導入した。当該国別報告制度は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。</p> <p>本年度の連邦予算案では、大規模多国籍企業の定義を拡げる提案がなされており、これはオーストラリア国外の企業に対して報告義務を追加的に課す可能性がある。</p> <p>報告義務が課される企業は、国別報告をオーストラリア政府に提出するか、あるいは、オーストラリアとの自動情報交換規定がある国または地域に提出することが求められる。オーストラリア政府は、国別報告交換のための多国間権限のある当局合意（Multilateral Competent Authority Agreement: MCAA）に署名しており、また、米国との相互自動交換協定を締結している。</p> <p>また、報告義務がある企業は、マスターファイル及びローカルファイルを直接 ATO に提出することが求められる。オーストラリアのローカルファイルのフォーマットや内容については、OECD スタンダードとは大きく異なっている。これらの規定は、既存の移転価格文書規定に加えて適用される。</p>
行動 14：相互協議の効果的実施	BEPS 防止措置実施多数国間条約に関する法令が国会に提出された。当該法令には、拘束力のある仲裁の実施ルールが含まれている。
行動 15：多国間協定の開発	2017 年 6 月 7 日オーストラリア政府は BEPS 防止措置実施多数国間条約に署名した。また、2018 年 3 月 28 日に同条約を法制化するための法令案を国会に提出した。

7 間接税及び貿易

国外事業者によるホテルのオンライン予約販売へのGST適用

連邦政府は、オーストラリアのホテル予約販売に関する売上にGSTを適用することをこれまで国内業者のみに課していたが、2019年7月1日から国外業者にも同様にGSTを適用する方針を発表した。2005年以降、オーストラリアのホテル予約販売を行う国外業者は、GSTの登録及び売上へのGSTの適用が免除されていた。新しい措置ではこうした免除が廃止されるため、国内業者でも国外業者でもオーストラリアのホテル予約販売に関するGSTの扱いは同じとなる。

小規模の醸造所および蒸留酒製造業者への酒税軽減

小規模の醸造所および蒸留酒製造業者について、2019年7月1日から酒税の還付上限額を年間3万豪ドルから10万豪ドルに引き上げることにより、税を軽減する予定であることが連邦予算案で発表された。また、生ビールの軽減税率は現在48リットル以上の容器に適用されているが、より少量である8リットル以上の容器にも適用されることとなった。これは小規模醸造所がビールをパブ、クラブ、レストランに配達する際に一般的に使われるサイズである。これらの措置により、小規模醸造所と大規模醸造所がより近い条件で競い合うことが期待される。

不法タバコ取引対策本部の設立とタバコ税に関する措置

不法なタバコ取引に対抗するための措置が、連邦予算案で発表された。不法なタバコ取引を行うサプライチェーンをターゲットに新しいタバコ規制を施行するために、複数の機関による対策本部（Australian Border Forceが指揮を行う）が新たに設立される。

再輸入された自動車に対する高級車税の廃止

2019年7月1日から、海外で改装された後オーストラリアに再輸入された自動車について、高級車税が廃止されることが連邦政府により発表された。

オーストラリアのバイオセキュリティシステムに影響する変更

オーストラリア農業および輸出成長計画の一環として、オーストラリアのバイオセキュリティシステムを強化するために、連邦政府は2018/19年度以降の4年間で8,680万豪ドルを提供する予定。

その他間接税に関する措置

- 間接税軽減措置における特定の大使館・領事館に対し間接税（GST、燃料および酒税を含む）還付に関するの認可または適用範囲の拡大。
- 産業界の要請に応じ、マカダミア、ハチミツ、キノコの農業分野の資金需要の変化に対応するための農業賦課金と輸出手数料を変更。

- 2018年7月1日から、オーストラリアに輸入されるプラセボおよび臨床試験キットから関税が撤廃される。この措置により、臨床試験を実施する企業のコストと規制負担が軽減される。

中小輸出業者への支援

連邦政府は、中小企業輸出ハブ計画を策定するため、2018/19年度から2,000万豪ドルを提供する予定。輸出ハブによって、地域や地元企業の協力を可能にし、輸出能力を高めることを目的としている。

貿易近代化に関する課題

政府の貿易近代化に関する課題を推進するために、2018/19年度に1,050万豪ドルが配分されている。政府は国際貿易のための単一窓口をオーストラリアに構築することを選挙公約に掲げていた。この費用の一部は、貿易の単一窓口を構築するための最初のビジネスケースを完成させることに用いられる。

Australian Trusted Tradersプログラムの参加者は、コンプライアンス要件の合理化により、特定の自由貿易協定における原産地証明書作成の義務が免除されるという恩典が得られる。

自由貿易協定の進展

連邦予算案において、以下の自由貿易協定の進展が記載されている。

- ペルー・オーストラリア間の自由貿易協定は、2018年2月12日に両政府によって締結された。
- 2018年3月8日に、オーストラリアは他の10カ国とともに、環太平洋パートナーシップ協定（TPP-11）の包括的・漸進的合意に調印した。

その他の貿易措置

連邦政府は、オーストラリアの防衛産業を支援するため、2018/19年度からの4年間で8,000万豪ドルを提供する。

8 資産管理

管理投資信託および特定管理投資信託の信託段階におけるキャピタルゲイン税の減免の廃止

管理投資信託（Managed Investment Trusts, MITs）と特定管理投資信託（Attribution Managed Investment Trusts, AMITs）の信託段階におけるキャピタル・ゲイン税（CGT）の 50% 減免適用を認めないと発表した。この措置は、2019 年 7 月 1 日以降の MITs と AMITs からの支払いに適用される。

この措置は、CGT 減免の権利がない受益者（例えば、法人および非居住者）が、信託段階において CGT 減免を適用できる恩恵を受けることを阻止する。一方で MITs と AMITs から生じたキャピタルゲインは分配することができ、受益者段階において一定の条件のもと CGT 減免適用を受けるキャピタル・ゲインとして認識される。実務的には、この変更は MITs と AMITs の受益者に不利益をもたらす可能性がある。

この措置は AMITs および MITs によって得られた CGT 減免が可能なキャピタルゲインの取り扱いと、企業集団投資ビークル（CCIV）で得たキャピタルゲインの取り扱いに整合性をもたせることになる。

情報共有を行う対象国リストの更新

政府は、MITs と AMITs からの一定の分配において、通常適用される源泉税率 30% から引き下げた 15% の軽減税率を適用することができる国のリストを更新すると発表した。更新される国のリストは、2019 年 1 月 1 日から有効となる。

この更新には、2012 年以降に情報共有に合意した 56 の管轄区域が追加される。

9 スーパーアニュエーション（退職年金）

本予算案におけるスーパーアニュエーションについては、制度そのものの趣旨は担保しつつ、加入者に対して柔軟性を高めるために幾つかの改正案が発表されている。

スーパーアニュエーション受給権の保護

スーパーアニュエーション口座の残高を保護するために、口座残高が 6,000 豪ドル未満の場合には基金の手数料を上限 3%とし、また全てのスーパーアニュエーション口座において払出手数料をなくすという一連の措置が発表された。さらに、残高 6,000 豪ドル未満の休眠状態の口座を ATO に移すことを義務付け、ATO により幅広くデータを突合させることで該当する者の使用している口座に含めていくことを発表している。

若年層のスーパーアニュエーション口座残高を保護することを目的として、当該口座残高が 6,000 豪ドル未満の加入者、25 歳未満の加入者、13 ヶ月間拠出をしておらず休眠状態の加入者に対しては、加入者口座保険は選択制とすることで、現行の強制加入から変更とされる。上記の措置は 2019 年 7 月 1 日から施行される。

スーパーアニュエーション運営にかかる費用回収

詳細は公表されていないが、連邦政府は ATO が行うスーパーアニュエーション運営にかかる費用を全額回収するために、Financial Institutions Supervisory Levies の増額を予定している。

高額所得者に対するスーパーアニュエーション拠出の取り止め

所得が 263,157 豪ドルを超える複数の雇用者に雇用されている個人は 2018 年 7 月 1 日以降、特定の雇用者からの給与がスーパーアニュエーション拠出対象外であることを示すことができるようになる。

個人による年金拠出金控除にかかる規範措置

スーパーアニュエーションへの個人拠出に対する控除に関して、プロセス向上の規範措置導入を目的とし、連邦政府より ATO へ追加資金が提供される予定。

任意拠出に対する就労条件の免除

連邦政府は、スーパーアニュエーション口座残高が 30 万豪ドル以下で 65 歳から 74 歳の加入者に対する任意拠出において就労条件を免除する。この措置は、2019 年 7 月 1 日から施行される。

自己運用型年金基金（SMSF）に関する改正案

連邦政府は、担当大臣（Minister for Revenue and Financial Services）主導により本予算案前に発表されていた、新规および既存の自己運用型年金基金（Self Managed Superannuation Fund）および金融監督庁（APRA）により管理されている小規模な年金基金の加入者最大数を 4 から 6 までに増やすことを確認した。

一部の自己運用型年金基金（SMSF）に対する3年間の監査サイクル

記録保持とコンプライアンスを遵守してきた優良 SMSF の監査サイクルは 3 年間に延長されることになり、当該措置は 2019 年 7 月 1 日から施行される。

その他の改正案

本予算案では、意図しない結果を取り除くための法的あるいは技術的な修正案についても言及した。

10 その他の税制改正案

今年度のその他の税制改正案として、オーストラリア映画業界に対するインセンティブ、ブラックエコノミーに対する税制案、違法なフェニックス活動に対抗する改革案、オーストラリア税務当局が注力するコンプライアンス対応に関する税制案が含まれる。

オーストラリア映画業界へのインセンティブ

オーストラリア経済に 2 億 6000 万豪ドル以上の新たな海外投資を呼び込むことを目的に、連邦政府はオーストラリア国内で制作された外国映画に対するロケーションインセンティブ制度の導入を発表した。

ブラックエコノミーに対抗するための税制案

連邦政府は予算案の中でブラックエコノミー特別委員会の最終報告に対する見解を発表した。

その他の公表済みの主要な税制案

2019 年 7 月 1 日より、従業員への給与等支払について源泉徴収を行わない事業者は、当該支払を課税所得の計算において損金算入することができない。また、オーストラリアビジネスナンバー(ABN)を通知しない請負業者への支払い、またその際に必要な源泉を行わなかった場合に当該支払額を損金算入できる旨の内容を連邦政府は削除した。

- 2019 年 7 月 1 日より、連邦政府は課税支払報告システム (TPRS) の範囲をセキュリティープロバイダー、調査機関、貨物輸送業者、コンピュータシステムの設計及びその関連業者にまで拡大することになる。前年度の予算案においては 2018 年 7 月 1 日からこの納税報告システムは清掃業と宅配業者対象としていた。
- 2019 年 7 月 1 日より、400 万豪ドル以上（物品サービス税（GST）を含む）の政府の入札案件に参加する事業者は、オーストラリア税務当局（ATO）から税務コンプライアンスに準拠している旨証明書を入手、提出することが要求される。
- 連邦政府は 2018/19 年度の中で ABN システムに関する新たな取り組み及びフレームワークの策定を行う予定である。
- ATO はブラックエコノミーに対抗する新たな措置を講じる為、今後 4 年間で 3 億 1850 万豪ドルの資金を拠出する予定である。
- さらに 340 万ドルの追加資金が 2018/19 年度から今後 4 年間において、複数機関から構成されるブラックエコノミー独立策委員会に提供される予定である。

違法なフェニックス活動に対抗する改革

連邦政府は各当局に対して意図的に債権者への支払を逃れるため資産移転及び既存会社の意図的に破産させる様な違法行為、所謂、フェニックス活動を阻止、途絶するために有用な対抗策を提供する予定である。

コンプライアンス税制案に関する予算

2018年7月1日より連邦政府よりATOに対して、様々なコンプライアンスに関する是正活動を推進する為、追加予算が割り当てられる予定である。

タックスプラクティショナーボード

一般納税者に提供された税務サービスが専門家としての職業倫理基準に準拠していることを保証する為に重要な役割を担うタックスプラクティショナーボードに対して、今後4年間で2,010万豪ドルの資金が拠出される。

11 今後予定される税制改正項目

2018/2019 年度連邦政府予算案は、次回連邦議会総選挙前に現政権が公表する最後のものとなる可能性がある。前年予算を振り返ると、政府は予算案で公表した多くの税制やスーパー・ニューションの規定を実現させたが、依然として公表されたが実現していない重要な税制改正が多く残されている。

表 6:依然として法制化されていない重要な税制改正項目

税制改正項目	検討状況
ステーク型ストラクチャーに対する規範措置	2018 年 3 月に、連邦政府はステーク型ストラクチャーにより引き起こされるリスクに対処し、受動的所得に関して外国人投資家が利用できる特定の恩典を制限する規範パッケージを公表した。これらの変更は、2018 年 7 月 1 日から適用される過少資本税制の変更を除き、多くは 2019 年 7 月 1 日から適用される（既存投資については一定の猶予期間がある）
インベストメント・マネージャー・レジーム (Investment Manager Regime: IMR) 及び管理投資信託 (Managed Investment Trusts: MITs) に係る税務に関する技術的な変更	昨年、政府は IMR の運用及び MITs に対する税制の変更を発表した。この変更は、外国投資家が海外のファンドまたは独立したオーストラリアのファンドマネージャーを通じてオーストラリアに投資する場合について、直接投資した場合と同様の税務の取り扱いとなることを明確化することを意図している。また、MIT については、MITs の不確実性の排除、柔軟性の向上及びコンプライアンスコスト削減を行うことによって意図されたように法律が運用されるための改正が行われる。
ペア・トラスト (Bare trusts)	政府は規制改革プログラムの一環として、ペア・トラストのアレンジを簡素化するために、税制委員会 (Board of Taxation) の提案の進捗を検討すると発表した。財務省は、将来的な改正の範囲についてさらに協議している。
既存の負債・資本に関する規範措置の改正	連邦政府は、2016 年 10 月に負債および資本に関する税務上の取扱いに関するルールの改正のために、税制委員会が推奨するアプローチを導入するための法案のドラフトを公表した。この新たなルールは、法令の開始日（または、別途修正された適用開始日、もしくは、特段に定められた適用開始日がない場合は裁可 (Royal Assent) の 6 ヶ月後）以降に締結される取引に関して適用されることが提案されている。
アセット・バック・ファイナンスの利用のための障壁の排除	前年度予算案で公表され、当初は 2018 年 7 月 1 日が適用開始予定となっていた。
増資資金を原資として行われる	前年度の中期経済財務政策見通しで公表され、当初は 2016 年 12 月 19 日の午後

適格配当に対する規制	12 時（オーストラリア東部サマータイム）以降に行われる配当に対して適用されることが提案されていた。
売上高 5,000 万豪ドル以上のすべての企業に対する法人税率引き下げと、受動的所得に関する規範措置の追加	両規範とも現在、国会に提出されている。
企業および特定の広く保有されている信託による税務上の欠損金の使用規制を改正するための類似ビジネステスト（Similar business test）	現在、国会に提出されている。2015 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度において生じた欠損金に対して広く適用されることが提案されている。
特定の無形資産の税務上の減価償却計算における耐用年数の自己評価	現在、国会に提出されている。当該自己評価は、納税者が 2016 年 7 月 1 日時点で保有、または、それ以後に取得した資産に適用することが提案されている。
2017/2018 予算案で公表された住宅の取得可能性を高めるための施策（Housing Affordability measures）の一環として発表された措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅に投資するオーストラリア居住者のキャピタルゲイン税（CGT）に減免額の引き上げ ● 取得可能な住宅の管理投資信託（MIT）の導入に関する提案 ● 非居住者に対する主たる住居売却に対する CGT 免除の撤廃 	昨年、低価格住宅の MIT の導入が提案され、公開草案が公表された。現在、国会に提出されている。
小規模ビジネスに対する CGT の恩典が当該ビジネスで使用される資産または所有権に関してのみ適用されるための改正	現在、国会に提出されている。この措置は 2017/18 年度予算案において発表され、2017 年 7 月 1 日以降に発生するキャピタルゲインに対して適用される。

内部通報に対する改正	現在、国会に提出されている。2018年7月1日からの適用が提案されている。
退職年金保障制度の強化を含む退職年金ガバナンスと措置規範	現在、国会に提出されている。
BEPS 防止措置実施多数国間条約 (MLI)	現在、国会に提出されている。2017年6月7日オーストラリア政府は BEPS 防止措置実施多数国間条約に署名した。オーストラリアおよびその他の国または地域がいつ協定に批准するかによるため、適用開始日は不明である。
前年度の予算案で発表されたブラック・エコノミー対策関連規定（サプライチェーンの各段階での電子販売抑制ツールの禁止、現在の課税支払報告制度を宅配業者や清掃業者への拡大）	現在、国会に提出されている。
OECD のハイブリッド・ミスマッチ・ルール	ハイブリッドミスマッチに関するアレンジメントに対処するため、2017年11月に最初の公開草案に引き続き、政府は年初に修正公開草案を公表した。この措置は、改正案の裁可 (Royal Assent)から6か月後から効力が発生する。
アジア地区ファンドパスポートと新しい企業及びリミテッド・パートナーシップの共同投資事業体 (Collective Investment Vehicle, CIV)	アジア地区ファンドパスポートの枠組みに関する法律は現在国会に提出されている。これは、以前公表された企業 CIV に適用するための規制の枠組みを取り扱う法案ドラフトにしたがうことになるが、2018年7月1日から適用されることが提案されたリミテッドパートナーシップ CIV に関する法案のドラフトは公表されていない。
ファイナンシャル・アレンジメントに対する課税 (Taxation of Financial Arrangements (TOFA)) に関する改正	昨年後半に、政府は 2016/17 予算案で提案された内容についてその適用開始を延期することを発表し、裁可 (Royal Assent)の後に開始される事業年度から適用開始となる。
税務上の負債に関する税の透明性の向上	政府は、オーストラリア税務当局 (ATO) に、効果的に ATO に関与していない特定の企業の税務上の負債情報を信用報告機関に対して開示する権限を与える公開草案を発表した。 財務省と連携して、ATO は、この対策の効果的な実施、運営に関してコミュニティと協議している。

野党政策

将来の税制改正項目が次回の連邦議会総選挙の結果に大きく影響することを踏まえ、オーストラリア労働党が発表した主要な税に関する政策のいくつかを以下に要約した。2018年5月10日（木）に野党政首が公表された予算案に関するスピーチを行い、以下の政策についてさらに言及することと考えられる。（本ニュースレターは、2018年5月8日時点の情報に基づき作成）

表 7: オーストラリア労働党の税務政策

政策分野	オーストラリア労働党の政策
法人所得税率	労働党は、現時点では小規模事業者以外の法人所得税率を引き下げるに賛同しないと以前述べている。
個人所得税率	政策を発表していないが、労働党は時限的財政再建案（the temporary budget repair levy）が2017年7月1日より失効することを批判し、対案として最高税率の47%から49%への引き上げを示唆した。
個人所得税における控除	個人所得税の申告処理等に関して、個人が控除できる金額に3,000豪ドルの上限を設定する。
特定の事業資産の加速償却	2020年7月1日より、新たなオーストラリア投資保証（Australian Investment Guarantee）を導入し、適格償却資産の投資金額の20%を即時償却し、残存価値を初年度より通常のスケジュールに基づいて減価償却することを事業者に認める。
裁量信託からの分配に対する課税	2019年7月1日より裁量信託から成人の受益者（18歳以上）への分配に対して最低30%の税率を導入する。
タックスインピュテーション改革	2019年7月1日より、個人およびスーパー・アニュエーションのフランкиング・クレジットの超過分の現金での還付を廃止する。免除規定を設け、その対象は2018年3月28日までに少なくとも1人以上の年金受給者、手当受給者を有するオーストラリア政府年金または助成金及び自己積立型のスーパー・アニュエーションである。
多国籍企業の租税回避	過少資本税制を改正し、オーストラリアにおいて多国籍企業が控除できる負債控除額を全体のグローバルオペレーションの負債・資本比率までにとどめる。多国籍企業の所得移転を調査及び追跡するために追加の資金をオーストラリア税務当局（ATO）に拠出する。
税の透明性	<ul style="list-style-type: none">強制的な採掘産業透明性スキーム（Extractive Industries Transparency scheme）を確立し、オーストラリアの大規模採掘企業が国別およびプロジェクトベース

	<p>で探査、調査、発見、開発および採掘から生じた支払い（税額を含む）を開示させるスキームを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国別報告書（抜粋）を一般にアクセス可能なものにする。 ● ATO によって大規模私有会社の税務情報の一般への開示について 1 億豪ドルの基準値を復活させる。 ● オーストラリア企業、信託およびその他法人組織などの受益所有権の登録簿制度を確立し、公共にアクセスできるようにする。
キャピタルゲイン税	個人のキャピタルゲイン税のディスカウント率を 25% に引き下げる。
ネガティブギアリング	ネガティブギアリングを改革し、その対象を新築住宅投資とのみ限定するなどとする。

12 Japan Service Desk メンバー連絡先

神山 雅央

パートナー/JSD 責任者
+61 (3) 8603 4383
masao.kamiyama@pwc.com

Adelaide

小幡 敦子 税務、人事・労務 シニアマネージャー(兼任) +61 (3) 8603 0877 atsuko.a.obata@pwc.com	川井 俊亮 税務 マネージャー(兼任) +61 (3) 8603 2224 shunsuke.a.kawai@pwc.com
--	---

Brisbane

寺崎 信裕 | 税務
シニアマネージャー
+61 (7) 3257 8240
nobu.terasaki@pwc.com

Melbourne

加藤 靖之 | ディールズ
ディレクター
+61 (3) 8603 0947
yasuyuki.a.kato@pwc.com

川井 俊亮 | 税務
マネージャー
+61 (3) 8603 2224
shunsuke.a.kawai@pwc.com

長坂 阜 | アシュアランス
コンサルタント
+61 (3) 8603 2734
masaru.a.nagasaki@pwc.com

菅原 音彌
ビジネスアシスタント
+61 (3) 8603 5363
otone.sugawara@pwc.com

小幡 敦子 | 税務、人事・労務
シニアマネージャー
+61 (3) 8603 0877
atsuko.a.obata@pwc.com

湯口 浩美 | 税務、人事・労務
マネージャー
+61 (3) 8603 5734
hiromi.yuguchi@pwc.com

高橋 優忠 | アシュアランス
アカウンタント
+61 (3) 8603 1407
yuta.j.takahashi@pwc.com

櫻井 良孝 | アシュアランス
マネージャー
+61 (3) 8603 0710
yoshi.sakurai@pwc.com

濃添 博紀 | 税務、人事・労務
コンサルタント
+61 (3) 8603 1533
hiroki.nozoe@pwc.com

山本 智 | 税務、人事・労務
コンサルタント
+61 (3) 8603 1406
satoru.yamamoto@pwc.com

Perth

萩庭 一彦 | アシュアランス
マネージャー
+61 (8) 9238 3690
kazuhiko.haginiwa@pwc.com

川井 俊亮 | 税務
マネージャー(兼任)
+61 (3) 8603 2224
shunsuke.a.kawai@pwc.com

Sydney

田中 直人 | 税務
プリンシパル
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@pwc.com

藤田 謙 | 税務
マネージャー
+61 (2) 8266 3994
ryo.a.fujita@pwc.com

田村 りか | 税務、人事・労務
マネージャー
+61 (2) 8266 1639
rika.tamura@pwc.com

三井 翔吾 | アシュアランス
シニアアカウンタント
+61 (2) 8266 5809
shogo.a.mitsui@pwc.com

斎藤 領明 | コンサルティング
アソシエイト
+61 (2) 8266 0278
leo.saito@pwc.com

会川 徹 | ディールズ
ディレクター
+61 (2) 8266 0462
toru.a.aikawa@pwc.com

岩井 達郎 | アシュアランス
マネージャー
+61 (2) 8266 2866
tatsuro.a.iwai@pwc.com

新井 輝生 | アシュアランス
シニアコンサルタント
+61 (2) 8266 3921
tate.arai@pwc.com

福井 一生 | アシュアランス
アカウンタント
+61 (2) 8266 5541
hito.fukui@pwc.com

佐川 由紀 | アシュアランス
アソシエイト
+61 (2) 8266 4651
yuki.sagawa@pwc.com

江川 竜平 | アシュアランス
マネージャー
+61 (2) 8266 0231
ryohei.a.ekawa@pwc.com

田中 秀樹 | ディールズ
マネージャー
+61 (2) 8266 5916
hideki.a.tanaka@pwc.com

神山 理慧 | ディールズ
シニアコンサルタント
+61 (2) 8266 5937
rie.a.kamiyama@pwc.com

城戸 慎平 | アシュアランス
アソシエイト
+61 (2) 8266 5692
richard.kido@pwc.com

藤田 聰子
ビジネスアシスタント
+61 (2) 8266 2874
satoko.fujita@pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers、およびメンバーフーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2018 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PwC refers to the Australia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.
127046916